維持会募金取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公益財団法人やまがた健康推進機構(以下「健康推進機構」という。)が受け入れる維持会募金(以下「募金」という。)の取り扱いに関し、募金の公正な運用を図るとともに、健康推進機構と法人・個人及び団体(以下「募金者」という。)の円滑な協力関係を保つための必要な事項を定めるものとする。

(募金の受入れ)

- 第2条 健康推進機構は、結核・生活習慣病等の予防知識の普及啓発事業を推進するため、 募金者から広く一般に募金を募集し、次の各号の基準を満たしている場合に受け入れる ことができる。
 - (1) 健康推進機構が定款第4条の目的、第5条第2項の事業のために使用することを、募金者が了解していること。
 - (2) 募金の一部または全額を外部団体への助成に使用する場合、募金者が特定の団体名を指定して配分を求めないこと。
 - (3) 募金の原資が公序良俗に反する手段や違法行為によって取得されたものでないこと。
 - (4) その他、募金を受けることによって健康推進機構の活動の公正さを損なう恐れがないもの。

(募金の種類)

第3条 募金の趣旨である、結核・生活習慣病等の予防知識の普及啓発事業の推進に賛同 し、法人募金・個人募金・団体募金の3種に区分するものとする。

(募金の手続き)

- 第4条 募金を募集するときは、募集の趣旨若しくは目的、募集期間など必要な事項を説明した書面を募金の対象者に事前に交付しなければならない。ただし、インターネットホームページ上の公開に代えることができる。
 - 2 前項とは別に、前年度募金者には、募集の趣旨若しくは目的、募集期間、募集理由 など必要な事項を説明した募金の継続案内を送付することができる。

(書類整備)

- 第5条 募金に関する次の書類及び帳簿を整備して置かなければならない。
 - (1) 募金者名簿
 - (2) 募金納入台帳
 - (3) その他必要な書類

(予 算・決 算)

- 第6条 募金を使って事業を行う場合は、健康推進機構の毎事業年度の予算・決算に組み 入れて使用する。予算書及び決算書は、健康推進機構の情報公開規程に基づき、事務所 備え置き並びにインターネットのホームページにより公開する。
 - 2 前項とは別に、募金総額及びその使途概要をインターネットのホームページにより 公開する。

(個人情報保護)

第7条 募金に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心 の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱の定めによりがたい場合は、個々に総務部長と協議のうえ定めるものと する。

附 則

- この要綱は平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。